

駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

なお、この地域では、警察官による取締りも強化されます。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。

重点路線

◎ 最重点路線

路 線 (区間)	重点時間帯
市道新寺通線	8時
市道連坊小路線	～
県道荒井荒町線	19時

◎ 重点路線

路 線 (区間)	重点時間帯
市道東八番丁2号線	8時
市道宮沢根白石(その1)線	～
市道長泉寺通線	19時
市道第一高等学校西線	

重点地域

◎ 最重点地域

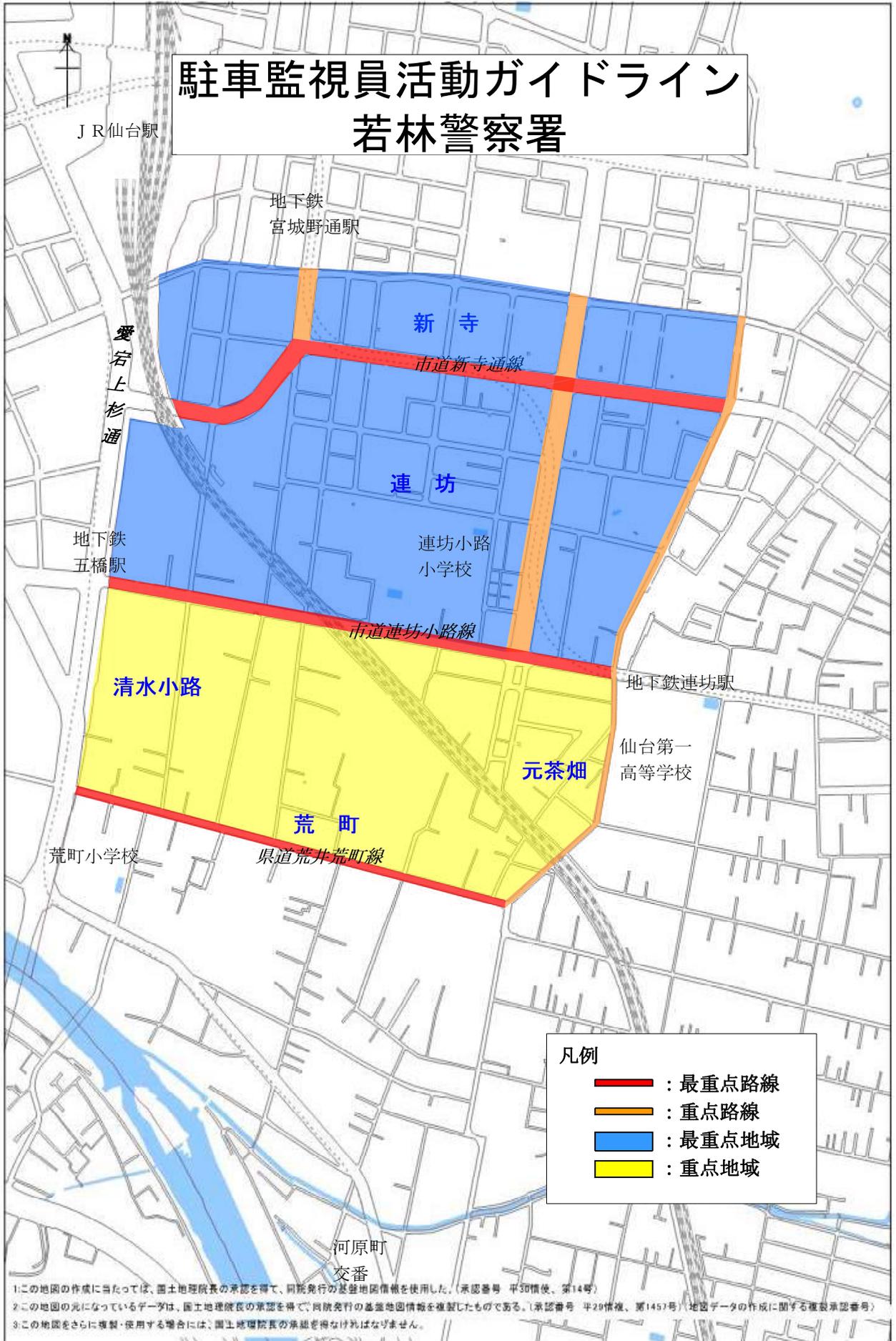
地 域	重点時間帯
新寺1丁目から4丁目、5丁目1番から6番	8時
連坊1丁目、2丁目1番から4番	～
五橋3丁目	19時

◎ 重点地域

地 域	重点時間帯
清水小路、東七番丁、東八番丁、東九番丁、連坊小路	8時
荒町のうち県道荒井荒町線北側	～
南鍛冶町のうち県道荒井荒町線北側及び市道第一高等学校西線西側	19時
元茶畑（宮城県仙台第一高等学校を除く。）	
成田町のうち市道第一高等学校西線西側	

宮 城 県 若 林 警 察 署

駐車監視員活動ガイドライン 若林警察署





違法駐車確認標章取付け状況

令和6年 若林警察署 161件

JR仙台駅

連坊小路小学校

仙台第一高等学校

葉区

500m

1:10,000

※プロット表示は取付け道路直近の建物・土地に描画しています。

1:この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(「国土地理院電子地図を加工して作成」)

2:測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 5JHf 160 本製品を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければなりません。

3:この地図をさらに複製・使用する場合には、国土地理院長の承認を得なければなりません。